

平成25年度 第17回 役員会議事要旨

日 時 平成25年12月11日(水) 10時30分～11時30分

場 所 大学本部3階学長室

出席者 学長, 瀬口理事, 中島理事, 岩本理事, 宮崎理事

欠席者 吉田理事

陪席者 川上監事, 向井監事, 後藤学長室長

- 学長から, 平成25年度第14回, 第15回及び第16回役員会議事要旨の確認依頼があった。

【 審議事項 】

(1) 第2回佐賀大学学長招待講演会について

学長から, 本件は, 平成24年6月27日開催の役員会で了承されている学長招待講演会実施要項に基づき, 第2回目となる講演会について, 了承を得るものである旨の説明があった。

次いで, 総務課長から, 講演会の趣旨や背景, また, 平成26年1月29日(水)15時30分(予定)から教養教育大講義室にて, 国立大学法人東京藝術大学学長である宮田亮平先生を招待して実施すること等について説明があり, 審議の結果了承された。また, 講演謝金等の実施経費は, 諸経費を含めて30万円とすること及び美術館開館の記念講演会として開催することが併せて了承された。

さらに, 開催にあたっては, 本学教職員や学生をはじめ, 大学コンソーシアム佐賀関係者, 産学官包括連携協定機関, 本庄地区自治会へも案内を予定している旨の説明があり, 併せて関係各位へ参加依頼があった。

(2) その他

特になし。

【 協議事項 】

- (1) 国立大学法人佐賀大学医学部における教育職員の任期制の実施に係る再任の審査に関する内規の一部改正について

学長から、本件は、労働契約法の改正による国立大学法人佐賀大学教育職員の任期に関する規程の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである旨の説明があった。

次いで、医学部事務部長から、改正の概要について、平成25年11月1日に「国立大学法人佐賀大学教育職員の任期に関する規程」の一部改正が施行され、医学部において、医学部医学科、医学部看護学科及び医学部附属病院並びに医学部附属の教育研究組織に任期を定めて雇用する教育職員及び任期の定めのない教育職員となった者に業績審査に関し見直しを行うこと、また、その内容について、国立大学法人佐賀大学における任期を定めて雇用する教育職員に関する規程第2条第5項各号の規定に基づく任期の定めのない教育職員となった者について、定期的に業績審査を行うものとし、業績審査の基準に達していない場合は、降任または解雇するものである旨の説明があった。

さらに、平成25年11月20日開催の医学部教授会において審議了承されている旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (3) その他
特になし。

【 報告事項 】

- (1) 中期目標・中期計画の変更について

企画評価課長から、中期目標・中期計画の変更手続について、本学として、変更手続の対象となる事項は、地（知）の拠点整備事業、医学研究科博士課程の定員減、事務局長宿舍敷地の譲渡及び宿舍改修に伴う長期借入金等であり、文部科学省への提出期限が1月31日までであること及び変更手続に伴う今後のスケジュール（案）について説明があった。

- (2) 独立行政法人における役職員の給与について

岩本理事から、平成25年11月15日閣議決定された「公務員の給与改定に関する取扱い」に基づき、文部科学省大臣官房長から各大学長に対し、独立行政法人における役職員の給与について、「東日本大震災からの復興のための財源を確保するため国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づき実施されている給与減額支給措置については、同法の規定のとおり平成26年3月31日をもって終了するものとする。」旨、あわせて、役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮し、適切に対処するよう要請があった旨の報告があり、本学においても、通知に基づき、適切に対処することとした

い旨の説明があった。

(3) 佐賀大学とユバスキュラ大学（フィンランド）との大学間学術交流・学生交流協定の締結について

国際課長から、本件について、ユバスキュラ大学（フィンランド）の概要、沿革、組織、協定締結の目的、交流実績、コンタクトパーソン等の説明があり、大学間学術交流協定及び学生交流覚書の締結が行われた旨の報告があった。

(4) その他

特になし。

【 その他 】

特になし。

以 上